



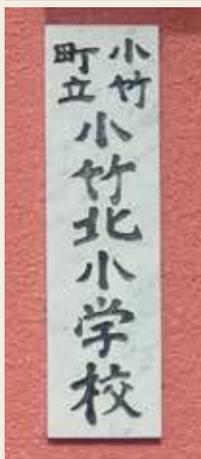
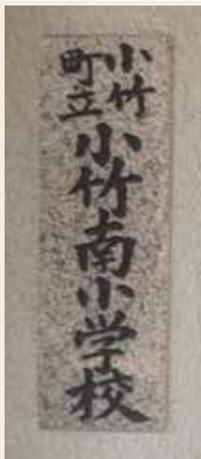
こたけ

議会だより

第251号
令和7年2月1日
(2025年)

■発行 小竹町議会
福岡県鞍手郡小竹町
TEL 0949-62-1967
FAX 0949-62-1240

■編集 議会広報編集委員会
■印刷 マツオ印刷株式会社



もくじ

- ◆主な議案 2
- ◆令和6年度補正予算 3
- ◆一般質問 4

12月定例会
(令和6年12月5日～令和6年12月17日 13日間)

令和7年3月末をもって閉校を迎える小竹西小学校、小竹南小学校、小竹北小学校の写真。
小竹みらい小学校へと生まれ変わります。

私たち町民は多くの子どもたちを育ててくれた校舎への感謝と敬意の気持ちを忘れません。

12月定例会の主な議案

議案第56号

小竹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

内容

放課後児童支援員の資格研修受講期限の経過措置が令和7年3月31日までとなっていることから、国の放課後児童健全育成事業実施要綱の内容に合わせて、改正するもの。
質疑

2年以内に当該研修を受けると改正しているが、2年以内と定めた根拠は。

また、児童育成に関する支援員の研修事項は、早めに受講すべきと考えるが、それが可能とならないのはどのような事由からか。

回答(健康こども課長)

国の要綱に合わせ2年以内としている。

放課後児童支援員は、保育士、社会福祉士などの有資格者、高校卒業以上で2年以上放課後児童健全育成事業等に従事している者が研修を受けて資格を取得できる。事業に従事しながら研修を受講するため、2年以内との期間が設けられている。

議案第54号

小竹町ハラスメント防止条例の制定について

内容

ハラスメント防止のため措置及び起因する問題への適切な対応により、良好な職場環境を確立するために提案されたもの。
総務産建委員会での意見

ハラスメントを受けた被害者に対する救済について、問題解決の指針が必要と判断し、継続審査とした。

継続

議案第58号

小竹町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

内容

業集落排水使用料の世帯割を1000円に改めるもの。

| 区分 | 世帯割 | 世帯員割 |
|--------|--------|-----------|
| し尿・雑排水 | 2,800円 | 1人 1,200円 |
| 雑排水のみ | 2,000円 | 1人 800円 |



| 区分 | 世帯割 | 世帯員割 |
|--------|--------|-----------|
| し尿・雑排水 | 1,000円 | 1人 1,200円 |
| 雑排水のみ | 1,000円 | 1人 800円 |

12月定例会で議決した議案

| 議案番号 | 議案内容 | 議決結果 | 委員会 | 審議内容 | 採択結果 |
|-----------|---|------|-----------|---|------|
| 議案第54号 | 小竹町ハラスメント防止条例の制定について | 継続 | 陳情第1号 | 再審法改正を求める意見書採択の陳情について | 採択 |
| 議案第55号 | 小竹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 可決 | 発委第4号 | 再審法改正を求める意見書について | 可決 |
| 議案第56号 | 小竹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 可決 | 発議第6号 | 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書について | 可決 |
| 議案第57号 | 小竹町学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について | 可決 | 議案第62号 | 小竹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 可決 |
| 議案第58号 | 小竹町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 可決 | 議案第63号 | 小竹町一般職に属する単純な労務に雇用される職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 可決 |
| 議案第59～61号 | 小竹町(一般・国民健康保険特別・水道事業特別)会計補正予算について | 可決 | 議案第64～69号 | 小竹町(一般・国民健康保険特別・後期高齢者医療特別・立病院事業特別・水道事業特別・下水道事業特別)会計補正予算について | 可決 |

前号(議会だより250号)4ページの不納欠損の説明において「徴収をあきらめること」と記載していましたが、適正な表現ではありませんでしたので、下記の通り訂正いたします。
「徴収をあきらめること」→「徴収ができないこと」

令和6年度補正予算に対する主な質疑

ハラスメント対策委員会委員報酬
100万円(6人分)

【議員】ハラスメント対策委員会報酬100万円の内容は。

【総務課長】近隣の市町村の事例を参考に、対策委員会のメンバーは弁護士の方を中心にお願いする。

金額は今後の交渉次第であり、予算も近隣市町村の予算を参考にしている。

公有財産購入費 9459万円

【議員】購入する財産の内容と購入目的は。

【企画調整課長】小竹団地A-9区画大字南良津の土地である。

譲渡先より当初の事業計画を変更したいので、土地を返還したいとの申し出があり、双方協議の上、今回土地を買い上げ、再分譲を目指すこととしたものである。

【議員】譲渡先との契約から8年経過している。

譲渡契約には3年以内に工場を建設し、4年以内に操業することになっている。

この間どのような話し合いがされたのか。

【企画調整課長】確かに契約書には3年以内に使用用途に供することが条件として謳われている。

ただし、理由等を示して届け出た場合には

着手時期の変更が可能となっており、譲渡先は手続きを誠実に取っているので、契約事項に違反していない。

【議員】今回この土地を買い上げる判断をした理由は。

【企画調整課長】町の経済発展に効果が得られない現状を改善するため。

また、契約から10年経過すると転売が可能になり、譲渡先が転売によって利益をあげることを防ぐため。

【議員】工場を建てなかった理由は。

【企画調整課長】コロナ禍以降、小売業も深刻な状況にあり、人件費や資材費等の変動は想定外で、事業化を進めることは本業の小売業にも影響が及ぶ可能性が高いため断念したと聞いている。

【議員】一企業版ふるさと納税「2000万円はどこからの寄附なのか。」

【企画調整課長】右に記載の譲渡先から地域貢献ということで寄附の申し入れを受けている。

小竹町水道事業特別会計
水質検査業務委託 480万円

【議員】水質調査業務委託480万円は、今話題のPFAS汚染も含まれるのか。

【上下水道課長】PFAS(有機フッ素化合物)の検査は、令和3年度から実施しており、検出基準下限值未満である。

一部事務組合に対する主な質疑

宮若市外二町じん芥処理施設組合
ごみ処理施設新設に伴う候補地は

【議員】新しいごみ処理施設の候補地が、選定委員会が選んだ土地から変更された理由は。

【町長】選定委員会が選定候補地を2カ所選出し、その後、正副組合長の中で費用等を検討し、優先検討候補地として取り扱っている段階である。

直方・鞍手広域市町村圏事務組合
消防小竹出張所移転の進捗は

【議員】消防関係の用地の選定をめぐって、まちづくり調査特別委員会の中で協議をして決定した。その後の計画の進み具合は。

【企画課長】設計は完了し、来年度の当初予算で関連工事が計上される予定となっている。

可決

一般会計
1億6618万円

特別会計
国民健康保険特別会計
103万円

水道事業特別会計
債務負担行為
480万円



そこが知りたい 一般質問

●固定資産税の納期変更検討は ●現在、休止中の小竹町国土調査への見解は

一滴 浩子 議員

問 令和6年度より納税方式が集合税方式から単税方式に変更された。5月は自動車税と固定資産税の1回目が重なり、今までにない納税負担を感じたとの声が寄せられた。1世帯数台を所有する世帯もあり、家計への影響は想像以上に大きかった。固定資産税は他の税と算出方法が異なるため、他の自治体では納税開始月を4月とし、翌年の3月までの4回払いに設定しているところもある。

答 固定資産税の納期変更により、1期当たりの納税額が従来の約2.5倍となった。自動車税の納期が重なることで、5月は納税者負担が大きくなることは十分認識をしている。故に広報やSNSを使い納付開始時期の認知を最優先に周知活動を行っている。

問 「国土調査」についてお尋ねする。相続に関わる名義変更について、2024年4月、相続登記が義務化された。相続した土地を売却しようとしても境界線問題によって売却できず、故に相続登記もされず、不用心な空き家、空き地が増加し、固定資産税の未収につながっている。

答 国土調査とは、法に基づき境界や面積を測量により確定させ、地籍図及び地籍簿に取りまとめるもの。土地売買等の円滑化や管理の適正化につながる効果が見込まれ、県内60自治体中、令和6年度で国土調査が完了した自治体は38市町村、実施中は18市町村、休止中は小竹町も含めて4市町村である。

意見 納税方法も国土調査も住民生活の基盤となるものであり、住みたいまちづくりには欠かせない要項である。地域活性化につながる取り組みを切望する。



そこが知りたい 一般質問

●水道施設の老朽化に対する対応は ●小竹町におけるゴミの減量化への取り組みについて

良永 陽臣 議員

問 水道施設の老朽化により、全国各地の市町村で水道料金の値上げラッシュが起きている。

その主な理由は水道管の老朽化、トイレ・洗濯機などの節水、機能向上に伴う節水、過疎による人口減少である。

人口減少が進むなか、現在の水道サービスを維持していくとした場合、2046年までに全国にある事業体の96%で、水道料金の値上げの可能性があると民間機構が発表した。

小竹町は2027年度に+17%の料金改定が必要と推計されているが、料金改定を検討しているのか伺う。

答 節水意識や人口減少に伴う給水収益の減少、老朽化した水道施設の更新等を理由として、水道料金の改定を行う水道事業者が増えている。

小竹町でも同様な理由で収益が減少し、費用が増加する傾向が続いており、経営状況が非常に厳しくなることが想定される。

水道事業は、その使用料で経営を行う公営企業であるため、収益が減少し費用が増加する状況では、現行の料金で経営を続けていくことは困難であり、料金改定については避けて通れないものと考えている。具体的な検討は審議会等で議論する必要がある。

が、町民の生活に直結する公共料金なので、大きな負担にならないよう慎重に進めていきたい。

問 小竹町では、宮若市や鞍手町とともに令和14年を目途にごみ処理施設の更新が必要とされている。

しかし近年、同様に更新時期を迎える近隣市町村のごみ処理施設の更新を見ると、膨大な予算を伴うものとなっている。

少しでも、ごみ処理施設の建設予算を少なくするために、積極的なゴミの減量に取り組む必要があると考える。

宮若市にあるくらじクリーンセンターでは、月に2回、食品トレー類をはじめ、かなり

多くの品目を回収している。

小竹町でも、くらじクリーンセンターのような多品目の資源回収に取り組み、ゴミの減量化を進めてはどうか。

答 小竹町の資源回収事業では、毎月1回、第3日曜日の午前9時から正午まで、役場旧庁舎で実施している。

宮若市本城の、くらじクリーンセンターでは毎月2回、第1・第3日曜日の午前9時から正午まで資源回収を実施しており、小竹町の住民であれば持ち込みが可能となっている。

小竹町の回収品目は11品目で、くらじクリーンセンターで回収している品目のうち、

小竹町で回収していない品目は「ビニール袋・食品トレー類・発泡スチロール・小型家電・蛍光管・水銀体温計・水銀温度計・乾電池・使い捨てライター・ボタン電池・充電式電池」である。

食品トレー類については、可燃ゴミに対するかさ割合が高いので、できる限り回収を行うべきと考えているが、回収業者等と調整すべき課題があるので、協議を進めている。

町民の皆様には食品トレー類の回収を行っている店舗やくらじクリーンセンターへの持ち込みをしていただくよう積極的な案内をしていく。



そこが知りたい 一般質問

●マイナ保険証移行に伴う短期保険証の取り扱いは

宮野 一男 議員

問 政府は今年の12月2日、紙の保険証を廃止し、マイナンバーカードと保険証を一体化したマイナ保険証の導入を強行した。

これに伴い、短期保険証も廃止されることになった。

短期保険証は国保税の支払いが遅れた人に対して交付されていた。

これが廃止されれば国保税の滞納者は、受診の際に10割負担になる。

短期保険証の対象者は保険税を払いたくても払えない人たちが殆どである。

その人に10割の負担を求めるといふことは、酷な話である。

また一旦10割を負担をし、後日役場で申請すれば、7割または8割の払戻しができるようになっていくが、これもまた大変なことである。マイナ保険証に登録していない人には資格確認書が発行されることになっている。

負担軽減のために、短期保険証の発行ができないのか。

答 国民健康保険税を滞納している世帯主等に対しては、12月1日まで分割納付の相談を受けた方に対して、有効期限が短い短期保険証を交付していた。

今回の法改正による保険証とマイナンバーカードの一体化によって、保険証の有効期限がなくなつたため、有効期限が短い短期保険証につ

いても廃止されることになった。保険税の滞納がある世帯に対しては、納期限から1年を経過するまでの間に、市町村が納付勧奨や納付相談の機会を確保しても、なお保険税が納付されない場合は、災害やその他特別の事情があると認められる場合を除き、特別療養費制度が適用されることになる。

この制度は、医療機関で被保険者が一旦10割支払い、後日、保険者が請求に基づき、自己負担分を支給する制度である。

特別療養費制度については国からの通知では、機械的な運用を行うことなく、納付相談の期間を確

保し、特別の事情の把握を適切に行つた上で、対象とする必要があるとされている。

小竹町では、従前より滞納世帯主等との定期的な接触機会を確保するため、勧奨通知を定期的に送付するなどの対応をとつている。

今後も、現時点で滞納がある方については納付相談の機会を設け、分割納付を促すなど必要な対応を引き続き進めていく。

その上で、来年7月までに滞納分が完納しない場合のみ特別療養費の支給対象者にしていく。

国民健康保険の収納率の向上は制度運営上極めて重要である。

滞納者には、自

らの課題等に応じた各種相談が行えるよう十分に配慮し、従前どおり滞納処分も含め収納対策の徹底な実施に努めていきたい。



らの課題等に応じた各種相談が行えるよう十分に配慮し、従前どおり滞納処分も含め収納対策の徹底な実施に努めていきたい。



そこが知りたい 一般質問

●一般質問に対する進捗状況について

渡辺 由美子 議員

問 2023年、6月、一般質問での未就学児が遊べる公園の新設についての進捗状況を問う。

答 小竹町では、若い世代を中心に町民アンケートを実施し、多くの御意見を賜ることができた。

その中でも公園など子どもの遊び場の新設については非常にニーズが高いことも改めて把握することができた。

子どもの遊び場という視点では、屋外の公園だけでなく、廃校などを活用した、室内に遊具を備えた遊び場なども注目されており、各地で整備されていると聞いている。

今後も様々な視点から検討を進め、ニーズにあった子

育て環境と賑わいのある町を目指す。

意見 町民アンケートを実施した結果、公園など子ども

の遊び場の新設については、非常にニーズが高いことがわかったはず。町長の決断で、

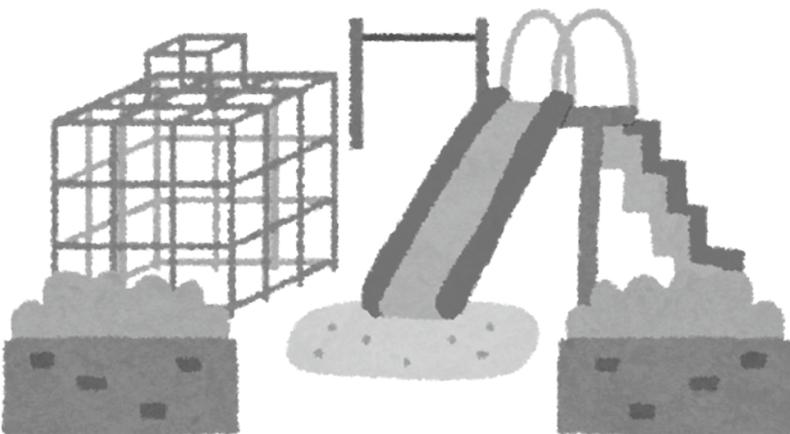
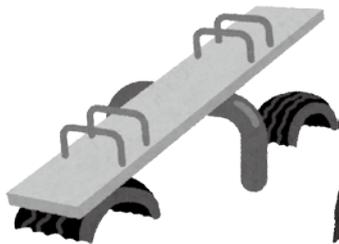
令和7年度の当初予算に、公園の新設の予算が計上されることを期待する。

問 子育て世帯への経済的支援や環境整備、支援のため「おもつと安心定期便」の進捗状況は。

答 限られた財源をどのように配分するかを検討する中で、「おもつと安心定期便」などの単一の施策に集中するのではなく、広範囲にわたる多

様な要望に答えるため包括的な取り組みが必要ではないかという結論に至った。

「おもつと安心定期便」については、現時点では実施しないこととしたが、妊娠期を含め、子育て世代を支える施策を重要課題と位置づけ、より有効なサポートが可能となるよう引き続き取り組む。





そこが知りたい 一般質問

●小竹町手話言語条例について

和田 伸一 議員

問 手話は人と人とのコミュニケーションを図る言語であることの認識に基づき、手話に対する理解を広め、すべての町民が地域で支え合うことで、障がいのある人も、無い人も共に尊重し合う共生社会の実現を目指して、令和5年4月1日小竹町手話言語条例が制定された。

小竹町では福祉に理解と熱意のある方に対し、今年度は小竹町手話奉仕員養成事業入門編が実施され、十数名の方が参加した。令和7年度の実施計画を伺う。また、聴覚障がい者の社会参加や交流活動の促進を支援する手話通訳者を育成す

るための全国手話検定試験を受験する方に対して交付する、補助金制度を検討し、頑張っている方を後押ししては。

答 手話奉仕員養成事業について令和6年度は入門編を毎週金曜日に小竹町で実施し、令和7年度は会場を宮若市に移して、基礎編を実施する予定となっている。

全国手話検定試験については手話の知識だけではなく、ろう者の方とどのくらいコミュニケーションを図ることができるのか、レベルに応じた試験が行われ、小竹町では障がいがある方の情報利用のバリアフリー化を目指し、手話などの意思

疎通支援のための人材育成を目標に掲げている。

手話奉仕員養成講座を受講いただいた方たちが、さらなるスキルアップを目指して検定試験に臨み、小竹町における意思疎通支援の担い手となっていただけるよう、検定料の補助については前向きに検討していく。



意見 令和7年手話奉仕員養成事業に併せて、小竹町独自の事業としてこども園、小中学校、高齢者施設等を含め、親子3世代で学べる手話事業など、子どもから高齢者まで全町民が手話で挨拶ができるまちを目指すことも、ほかの町にない特色のあるまちづくりとして、小さな町がゆえに可能ではないかと思う。

また、聴覚障がい者の方だけではなく、身体障がい者の方、知的障がい者、本人、家族の方も含め、安心して生活できる支援体制の充実に望む。



そこが知りたい 一般質問

●ため池の環境保全是

和田 明 議員

問 権現堂ため池のしゅんせつ事業が今年度で終わると聞いたので、それを前提に質問する。

① 小竹町に存在するため池の数、役割、目的は。

② ため池の保全管理における問題点は。

③ ため池を取り巻く今の環境は防災上の観点からどのように変わってきたか。

答 ① 小竹町にはため池が23カ所あり、そのうち20カ所のため池を小竹町地域防災計画において防災重点ため池と位置付けている。

これらのため池の主な用途は農業用水の貯留である。

② ため池の保全管理における問

題点は大きく3つの問題が挙げられる。

第1にため池の老朽化。

第2に管理主体の不在。

第3に利用の空洞化。

③ 防災の観点からため池をめぐる法整備が進み、防災重点ため池を中心に県と連携し、ハザードマップの作成など必要なソフト対策事業を行っている。

また、堤体余水吐等の施設機能の適切な維持に向けたハード対策事業も併せて実施している。



問 ため池は地下水脈へ透水させて水を確保させる防水拠点の調整池という大きな役割(涵養)もある。

現在、権現堂ため池は3万5000立法メートルも積土があり、さらにヘドロが多いため涵養の機能が果たされていない。

20%しかしゅんせつが終わっていないのに事業が終わるのはいかがなものかと思う。

70%補助の緊急しゅんせつ事業債があるが、どう考えるか。

環境基本法第7条には地方公共団体における環境保全の責務が書かれているが、どう考えるか。

遠賀川流域21市町村での治水プロジェクトではどういう話があっ

たか。

答 防災の観点から言えば堤体の確認、余水吐の確認、底樋の機能回復により、事前に水を吐けておけるような機能を回復できる予定で、事業完了したと捉えている。

市町村の責務は、ソフト事業とハード事業を織り交ぜて行っていく。

21市町村治水プロジェクトでは遠賀川のしゅんせつを積極的に取り組み、涵養の考え方を進めて水害が起きないように取り組んでいる。

問 財政がないため、しゅんせつ事業を継続できないと聞いた。
まだヘドロが多く堆積しているのに、しゅんせつ事

業をやめる合理的な説明を。

答 防災できる範囲のしゅんせつは行えた。

今後は予防措置・点検・ハザードマップ作製・積極的な管理に努めるしかない。

小竹町の予算の運営は私の責任において配分させていただきたい。

意見 農業用施設に使える基金が3億5800万円ある。

ふるさと応援基金も環境保全に使えると書いている。

令和6年で終わる予定だった緊急しゅんせつ債が1年延長した。

しゅんせつ事業継続に向けて努力してほしい。



広報研修会に参加しました。

令和6年11月26日、福岡県町村議会会議長会主催で議会広報編集委員の研修会が博多サンヒルズホテルにおいて行われました。

広報編集委員が参加し、議会だよりを皆さんに読んでいただくために、どのような紙面づくりをするべきか研修を受けました。

今後も読みやすく、分かりやすい紙面づくりに励みます。

編集後記

小竹町の皆様、新年明けましておめでとうございます。

2025年は巳年でござい

ます。へびは家の守り神、金運の象徴とされたり、夢に出てくれば出世や長生き、1日3回見ると御馳走にありつくなど、幸運やありがたい存在として言い伝えられてきました。

しかし、実物のへびに遭遇するのは遠慮したいものです。

古代、日本や中国では西暦1200年頃まで、「虹は生きものだ」と考えられていて、虹を大蛇が大空を貫くさまに見立てていたようです。

今年も幸運の大きな虹が皆様のもとにたくさん舞い降りてきます様、願っています。

1日1日を大切に過ごし、体が疲れることがあろうとも、常に「心は元気に」を合言葉に頑張っていきたいと思います。

(議会広報編集委員会

委員 和田伸一)

議会を傍聴してみませんか

傍聴の手続きは、受付票に住所、氏名、年齢を記入するだけです。ご不明な点は議会事務局まで、お気軽にお問い合わせください。【電話 0949 - 62 - 1967】

次回の定例会は、
3月3日(月)に開会予定です。

※事情により変更される場合がありますのでご了承ください。

あなたの『自慢の一枚』を募集します！

コメントを添えて議会事務局へ持参
または下記のアドレスへ送ってください。
応募作品の中から毎回、厳選の一枚を掲載させていただきます。ご応募お待ちしております。

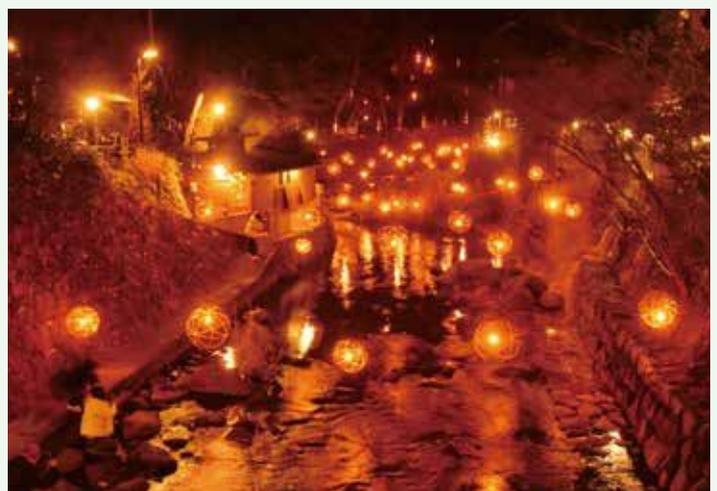
応募先 gikai@town.kotake.lg.jp

小竹町議会YouTubeチャンネルで
議会中継・動画を公開中!

検索



自慢の一枚



〔写真提供者 御徳2区 小川 浩史 さま〕黒川温泉の湯灯りでほっこり